

各家庭の防災対策を支援する区の実施を紹介！

建築物の耐震対策

建物の耐震診断や耐震性を向上させる補強工事などへの助成を行っています。



【問い合わせ先】

建築課 3546-5459

安全・安心メール

地震や気象の警報・注意報、河川の洪水、区からの緊急情報、振り込め詐欺などの防犯情報をメールでお知らせします。

登録は左下の二次元コードを読み取り、表示されたアドレスに件名や本文のない空のメールを送信してください。



※メールをしても返信がない場合は、携帯電話の設定で【@raidan2.ktaiwork.jp】からのメールを許可してください。

【問い合わせ先】

危機管理課 3546-5087

中央区防災マップアプリ

災害時に避難所の開設状況や鉄道の運行状況などを表示します。



※iOS9.0以降、Android4.4以降のOSを搭載したもの

【問い合わせ先】防災課 3546-5510

高齢の方や障害のある方向け 家具類転倒防止器具の取付支援

高齢の方や障害のある方を対象に、家具類転倒防止器具の取付サービスを行っています。



【問い合わせ先】

(高齢の方) 高齢者福祉課高齢者福祉係
3546-5354

(障害のある方) 障害者福祉課障害者福祉係
3546-5389

280MHz 緊急告知ラジオの有償頒布

災害時に自動的に電源が入り、緊急放送を受信できる緊急告知ラジオの有償頒布を行っています。1台2,000円で1世帯1台まで購入可能です。なお、旧型ラジオは引き続き使用できますが、買い替えについては区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

危機管理課 3546-5087

【頒布場所】

区役所本庁舎 1階危機管理課
日本橋・月島特別出張所 1階地域活動係



防災用品のあっせん

区民および区内事業者を対象に防災用品のあっせんを行っています。ご家庭の防災対策のためにぜひご利用ください。

<<チラシ配布場所>>

区役所本庁舎、日本橋特別出張所、月島特別出張所

<<閲覧方法>>

区ホームページ、防災マップアプリ

区ホームページは、二次元コードを読み取るか、URLからアクセスできます。

<https://www.city.chuo.lg.jp/>



消防団員を募集しています！

〔入団資格：区内在住・在勤在学で18才以上の方〕

地域の防災リーダーである消防団員として活動してみませんか。

【問い合わせ先】

京橋消防署
日本橋消防署
臨港消防署

電話:3564-0119
電話:3666-0119
電話:3534-0119

住所:京橋三丁目14番1号
住所:日本橋兜町14番12号
住所:晴海五丁目8番20号

久松小学校 防災拠点からのお知らせ

令和5年3月

ごあいさつ

大地震発生時に久松小学校防災拠点の地域に住む方々が、協力し自主的に防災拠点の開設・運営をできる体制を築くために、平成14年度から「久松小学校防災拠点運営委員会」として活動しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症が流行して以降、約3年ぶりに、防災拠点運営委員会の役員だけでなく、多くの住民の方々にも訓練に参加していただく住民参加型の防災拠点訓練を実施し、地域の防災力の向上を図りました。

今後とも、地域の安全・安心のために活動してまいりますので、引き続きご支援・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。



委員長 高橋 久雄

あなたの地域の防災拠点（避難所）は、久松小学校です！



◎久松小学校防災拠点◎

【対象区域一覧】

- ◎東日本橋一丁目の一部
- ◎日本橋富沢町
- ◎日本橋人形町二丁目の一部
- ◎日本橋久松町
- ◎日本橋浜町一丁目
- ◎日本橋浜町二丁目
- ◎日本橋浜町三丁目の一部

11月12日(土)に実施した防災拠点訓練の様子を紹介します

今回は156名の方にご参加いただき、訓練を行いました。

◆避難所開設訓練◆

訓練参加者は、アルミマットやエアマットなどを使って避難所を開設しました。



【アルミマットの敷設】



【エアマットの設置】



【間仕切りテントの組み立て】

◆役員訓練◆

避難所開設訓練と並行して防災拠点運営委員会委員による訓練も行いました。



【特設公衆電話の設置】



【救援物資の受け入れ】



【防災倉庫の見学】

◆巡回訓練◆

町会ごとに分かれて、3つのコーナーを体験する訓練を行いました。最後は、参加者全員で炊き出し訓練で作ったカレーを試食しました。



【避難者名簿の記入】



【マンホールトイレの組み立て】



【防災用井戸の操作】



【初期消火】



【炊き出しの試食】



【救援物資の配布】

在宅避難とは

避難とは、「難」を「避」けること。
安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。



自宅の安全が確保できた場合は、無理に避難所に避難せず、自宅で避難生活を送る「在宅避難」を行ってください。

コロナ禍では、避難所に人が多く集まることで感染拡大のリスクが高まります！

◎在宅避難をするために必要な家庭での備え◎

(1) 水や食料などの備蓄

水や食料、簡易トイレなどを最低3日分（推奨1週間分）備蓄しましょう。

日常生活に必要な水や食料を多めに買い置きし、期限の近いものから消費して補充する日常備蓄が有効です。

また、粉ミルクや常備薬など、各家庭の状況に応じた備蓄をしましょう。



(2) 家具類の転倒、ガラスの飛散防止対策

家具類転倒防止器具の設置やガラスへ飛散防止フィルムを貼りましょう。



(3) 簡易トイレの備蓄

災害時に断水や配管の損傷によりトイレが使えなくなった時に備えて、簡易トイレを備蓄しましょう。

- ① 自宅の洋式便器に被せて使用した後は、袋を密閉します。
- ② 便袋はごみ袋にまとめ“燃やすごみ”として出します。通常の燃やすごみと分けて収集するため、「し尿ごみ」と表示してください。
- ③ ごみ収集が行われるまでの間は、各家庭のベランダなどで保管します。



◎防災拠点の役割◎

防災拠点は、災害時に地域防災の要として4つの役割を担い、避難所への避難者だけでなく、物資の支給や情報提供など在宅避難者への支援も行います。

【避難所】	【地域活動拠点】	【救護所】	【情報拠点】
自宅で生活できなくなった方を一時的に受け入れます。	救出・救助用の資器材を配備しています。また、救援物資の受入・配布を行います。	負傷者の応急手当を行い、医薬品なども備蓄しています。	地域の被害状況やライフラインの復旧情報を提供します。